

令和4年度 第1回 海老名市環境審議会 会議録

日時等	令和4年8月10日（水）10時00分～		
案 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [諮問事項] 自然緑地保存樹木の新規指定について</li> <li>・ [諮問事項] 自然緑地保存樹木の指定解除について</li> <li>・ [報告事項] 自然緑地保存樹木の枯死について</li> <li>・ [報告事項] 海老名市のSDGsの推進体制について</li> <li>・ [報告事項] 海老名環境白書2021の発行について</li> <li>・ [報告事項] 家庭系可燃ごみ及び事業系ごみの推移について（令和3年度）</li> <li>・ [報告事項] 海老名市災害廃棄物処理計画について</li> </ul>		
出席委員	氏家委員、村山委員、井上委員、太田委員、大橋委員、木嶋委員、里村委員、中谷委員、藤田委員、森島委員、山谷委員 計11名		
公開の可否	公開	傍聴者数	2名
幹 事	金指経済環境部長 吉沢経済環境部次長 蓬田環境政策課長		
事務局・説明者等	環境政策課：森田係長、寺本主査、岡村主事、赤田主事補（事務局） 都市施設公園課：一杉主幹、田中主事		
結 果	<p>[諮問事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然緑地保存樹木の新規指定について 結論：結論：原案のとおり了承</li> </ul> <p>[諮問事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然緑地保存樹木の指定解除について 結論：原案のとおり了承</li> </ul>		

1 開会 (進行：環境政策課長)

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 諮問

—— 審議会に諮問 ——

6 議事 (海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長となる。)

・傍聴希望者：2名

(1) [諮問事項] 自然緑地保存樹木の新規指定について〈資料1〉

委員 A： 大変喜ばしいことだと思う。今、説明の中で、前から指定を受けた方が、今回指定されたが、他の指定を受けている方で、可能性あるものは何処かにないのか。この辺では、本郷、社家が中心となると思うが、ぜひ指定できる場所を発掘していただいて、新規に登録出来ればと思っている。

(2) [諮問事項] 自然緑地保存樹木の指定解除について〈資料2〉

委員 B： 保存することは、木の巨木化が起こってくる。自然緑地保存樹木に指定した場合に、メンテナンス・管理として枝を打ったり、隣家への影響を与えないような管理も難しくなるのか。

都市施設公園課： 環境保全条例で定められている中で、樹木については年間で4,000円を助成金として支払いをしている。巨木化してしまうと足りないということも出てきてしまい、管理不全となってしまう場合も見受けられるのが現状である。

委員 B： 自然の樹木を残すということは大事なことだが、同時に住民の安全のほうが優先順位は高い気と考える。今回の解除では、現地を調査した時に、枝や、隣家への影響が高そうだったのか。

都市施設公園課： その通りで、隣家に影響してしまっている部分があった。また、今回の解除では、所有者自身が近隣の住宅に落ち葉が落ちてしまうのを気にされており、その点から解除の相談があったものである。

委員 B： 色々なところでナラ枯れが問題になっている。津久井の方でも、森の中でも赤く枯れている部分があった。保全している樹木や公園の樹木でも安全の問題が出てくることもある。そういった時に審議会で諮問をしていると、対応が遅れるのではないかと思う。この案件には直接関係ないが、事務局の方で準備して、ナラ枯れや市民の安全について考えていただきたい。

都市施設公園課： 枯死木については、危険性があるので、審議会の諮問を待たずして、先に事務的に解除を行っている。

委員 A： 近隣の自治体でも補助している金額は変わらないのか。急に4,000円から8,000円にするのは難しい話だが、一般的な話として、分かれば教えていただきたい。

都市施設公園課： 近隣の自治体においても、樹木や区域に対して補助をしているのは聞いているが、実際どれくらいの金額でというところまで、正確にお示しできない。我々の方で、その点については研究をさせていただきたい。

委員 C： 自然緑地で4,000円の助成をしているが、今の時代で木の管理を4,000円で頼んでやってくれるところはあるのか。

都市施設公園課： 実態というところになるが、樹木自体も大きくなっているのので、4,000円で剪定を依頼するというのは、難しいのではないかと考えている。

委員 C： 自分のところにも、崖の樹木を切ってくださいと通知が来るが、自分で切ることができず、業者に頼んだら何百万円もする。それだけの予算は自分でも出せない。今の時代、その4,000円ではとてもじゃないけどできない。

都市施設公園課： お気持ちは理解できるが、現状の制度では、大きさに関わらず基準をクリアしたものは一本 4,000 円というところで規定がされている。

委員 C： 今後、制度を見直すというのはまったくくないのか。何か対処してくれるならいいが、決まりになっていると言われたら、こっちは何も意見を言いようがない。

都市施設公園課： 基本的に、民地への補助をさせていただいているのも全額を補助するという趣旨ではない。この制度が創設された際も、全額補助の趣旨ではなく、少額ではあるが、管理の一助になればというものであると考える。

委員 C： 1本あたり 4,000 円というのは何年も前に決まったことで、今はどんどん人件費が上がっている。一助になりますとと言われても、一助にもなっていない。

都市施設公園課： 民地のことなので、管理についてすべて市が対応するというのは、今この場でお約束することも、確実にやりますということも、お答えできない。ご意見として賜り、内部でも研究させていただきたいと思う。

(3) [報告事項] 自然緑地保存樹木の枯死について〈資料3〉  
(異議なし)

(4) [報告事項] 海老名市のSDGsの推進体制について〈資料4〉

委員 B： 一つ確認したいところが、次の議題である環境白書の中でもSDGsのアイコンと関連付けているが、環境基本計画の方は、環境政策に関係するSDGsを抽出しているもので、今回のSDGs推進体制というのは、全庁的な組織ということでよいか。

環境政策課： 今回の推進体制というのは、SDGsは環境分野だけでなく、社会、経済の側面にも渡っていることから、全庁で取組

む上での進め方をとりまとめたものである。

委員 B : この推進体制は、時間をかけて準備されたことが感じられる。特に推進委員会のほうで、経済環境部長がリーダーシップを発揮するというのは、とても良い体制だと思う。様々な部門に入ってもらわないといけないと思うが、総合計画との関係で、企画制作部門のようなところが重要になってくる。環境政策課だけに負担がいかない形で、全庁的にやっていただきたい。また、環境基本計画に関してはSDGsに関連付けての進捗管理などもあると思うので、その点もお願いしたい。

経済環境部長 : この取組みは全庁的なものであり、併せて庁内の管理職級を対象とした研修も並行して実施している。研修、推進委員会、推進本部などにより、全庁的に情報共有しながら進めていく。さらに、具体的な推進イメージの中に重点事業を決めていくというのがあるが、全庁的に52の事業が抽出されている。この中から推進委員会、推進本部で重点事業を最終的に15程度に絞る。ここも環境だけではなく、すべての部が取り組むことになっている。さらに、予算要求時の事務と関連付けることで、重点事業の位置づけを予算措置する上での判断基準となるよう、財務部門と話をしている。今まさに、委員がおっしゃったように、環境だけではなくて、全庁的にこの仕組を回していきたいと考えている。

委員 B : まず、内部からということで市の事業から手を付けている状況であると思うが、同時に市民や企業が、行政とのパートナーシップでやっていくところで、市の資金だけではなく、企業や市民からというものも考えていく必要もある。事業が地域内に芽吹くものであれば、参加する人もいると思う。色々な方策を柔軟に考えていただきたい。先々、SDGs未来都市を狙うのもいいのではないか。一時的な国からの補助金があっても、先々、自力で事業を進められる方法も考えていただきたい。

環境政策課 : SDGsは行政だけで一方的に進めるものではなく、市民や、事業者さまざまなステークホルダーと連携しながら進めていくことが重要である。SDGs重点事業を決める上で

も、ステークホルダーとどのように関わっていくかということも、評価のポイントの一つとしている。また重点事業だけでなく、色々な課題について、市民、事業者の方々が自発的に提案しやすくなるような土壌作りも必要だと考えている。色々なイベントの中でSDGsの啓発を継続的に進めていく。昨年度からSDGs環境マイレージという取り組みを始めており、環境の取り組みを通じてSDGsについても知っていただくものである。そういったところを継続していきながら市民や事業者等のみなさんと具体的にできる形を追求していきたいと思う。

経済環境部長： 民間との連携をどう取るかについて、まずは今年度庁内の推進体制を構築した上で、次年度以降に外部にとりかかる。市民や事業者のみなさんの動きを参考にしながら、一緒になって出来るような仕組みを次年度以降考えていきたい。場合によっては、この議論の中で、庁内全体となった場合、環境審議会をはじめとした様々な審議会の中で、SDGsの17項目に合致していれば、それらをまとめて連携を取っていくような方法も考えている。

委員 D： 2つある。活動に対する評価や今後の意見をいただくような仕組みを位置づけるといいのではないかと。SDGsの場合は環境だけにとどまらず、経済、社会の部門もあるので、これらの活動の評価、監査、今後に対する意見をどこかでまとめていただき、環境審議会、あるいは関係の会議等で見ていただくというのがいいのではないかと。2つ目は、今すでに進めていただいている事業の中から、重点事業を抽出し、SDGsをより良く進めていくために手厚くやっていく内容だと思うが、すでに環境であれば、環境マネジメントシステムの中で活動の評価する仕組みがあり、経済、社会についても、すでに仕組みがあると思う。それらと新しく全庁で作られるSDGs推進体制との関係をどのように進めていくのか。

環境政策課： 取組状況の評価体制については、環境審議会にとどまらず、関連する審議会の委員さんを巻き込んだ形を模索し、SDGsの取組状況の評価、チェックいただくような組織を検討していきたい。2点目の既存の評価体制との連動をどのように位置づけていくかに関しては、既存の評価体制をS

DG s の取り組みと連動できるものなのか、というところも含めて、研究していきながら進めていきたい。

委員 E : 目標設定について、事業者としてSDG s において設定する、目標値として、例えば産廃の排出量などが考えられる。他にCO<sub>2</sub>排出量、あるいは重油換算量があると思う。廃棄物については量を把握できていると考えるが、CO<sub>2</sub>排出量や重油換算量について、何か既存でもうすでに持っている資料があるのか、また今後どういう目標値を設定していくのか。

環境政策課 : CO<sub>2</sub>排出量について市の取り組みから発生する部分については、リアルタイムで前年度がどうか、把握である。市全体については、環境省の概算で地域全体でどれくらいCO<sub>2</sub>の排出量が出ているのかが公表されており、それを活用している状況である。統計上の概算処理になるので、2、3年遅れの形になってしまうため、目標の設定も踏まえながら、市域内のCO<sub>2</sub>排出量の把握する方法を研究していきたい。

(異議なし)

**(5) [報告事項] えびな環境白書2021の発行について〈資料5〉**

委員 F : 環境評価結果の中の事業系ごみ排出量の削減の取組みについて、訪問指導やパンフレット改定という取組みでは、限界があるため、事業系ごみ処理手数料の見直し等のさらなる取組を期待するとされている。また、令和元年に取りまとめられた基本方針にも、事業系ごみ処理手数料の見直しがうたわれている。南関東地域の手数料は1kgあたり20円代で、全国平均から見ると、高い地域だが、それでもほとんどの自治体が処理原価を相当下回っている状況である。多摩地域は手数料の見直しが進んでいる。現在最も安価な2市では、1kgあたり、20円代半ばであるが、この2市が手数料改定に動いており、来年には条例改正の上で、ほぼ原価ベースで値上げをする準備をしていると思われる。これにより、多摩地域では一番安いところは1kgあたり35円、一番高いところは1kgあたり43円ということで、現状は1kgあたり36、7円というところだが、1kgあたり38円位になり、原価に近いのか、原価ベースということになる。そうすると訪問指導での資源化ルートに乗せてくださいという説明が、かなり説得力を持つことになる。ぜひ海老名市においても、高座清掃

施設組合と連携して速やかに事業系ごみ処理手数料を見直して、段階的に原価ベースに設定することで資源化を促すことに着手していただきたい。

経済環境部長： 令和2年度は、コロナの影響で外食などが減ったことで、事業系ごみが一時減ったが、令和3年度は、また増加傾向に転じている。さらに、令和4年度についても事業系ごみは増加傾向にある。本市としても、最も手を付けなければいけないのは事業系ごみであると認識している。事業系ごみの減量化については、大きく分けて3つの方法があり、一つは多量排出事業者への指導がある。コロナの状況により、ストップしていたが、現在は再開している。それと、高座清掃施設組合に搬入されている事業系ごみの展開検査をして、不要物があればそれを持って帰るということで、二度手間にならないように、搬入事業者と排出事業者の双方にインセンティブが働く。最後に、ご提案いただいた手数料の件については、構成3市及び、高座清掃施設組合の4者会議の中で、手数料の改正を呼びかけており、構成2市についても、方向性としては同意が得られていると考えている。具体的な改正の手続きを今年度中にスタートさせていただいて、できれば早期に手数料について、多摩の状況も参考にしながら、設定していきたい。

委員 A： コロナの影響で途中停滞したとのことだが、どのくらい訪問指導を行っているのか。また、事業者への大型生ごみ処理機の導入は進んでいるのか。

環境政策課： 多量排出事業者への訪問状況については、事業系ごみ削減基本方針に位置づけられた指導計画に基づいて行っている。令和元年度は、多量排出事業者は96社あり、訪問指導は84社実施した。令和2年度については、多量排出事業者92社に対して、30社の指導を行った。令和3年度には、87社対象であったのに対し、コロナの影響もあり、9社の訪問指導となった。令和4年度は、多量排出事業者は92社ある中で、基本方針の指導計画に基づいて、概ね30社程度を目標に実施する予定である。2点目の大型生ゴミ処理機の状況に関しては、すでに一部の大手企業では大型生ごみ処理機を導入している状況も聞いている。ただその中で、ランニング

コストの問題や、生ごみ処理機に油が多い食品などが入ってしまうと、堆肥としての成分があまり良くない状態になってしまうため、生成物の行き先が見つからず、導入が進まないという問題もある。そういった課題の解決策を考えながら導入を推進していきたい。

委員 A : 大型生ごみ処理機は確かにコストがかかるが、減量化するだけでも搬入量が減り、現場も楽になる。このことも、大きく強調してもらいたい。

環境政策課 : 事業者がコスト面から環境面に踏み出せないということは認識している。多量排出事業者訪問はもちろん、色々な所で周知活動する機会があるので、メリットをしっかりと説明していきたい。

環境政策課長 : 市では、8月1日から小規模事業者に対して、家庭用生ごみ処理機の貸出しを行い、減量を体感していただくということを始めている。家庭用生ごみ処理機でまず効果を知っていただき、その後、購入につなげていきたいと考えている。家庭用生ごみ処理機の購入にあたり、電動式で5万円、非電動式で2万5千円を上限に補助している。それに加えて、企業向けの大型生ごみ処理機については、導入にかかるコストの100万円を補助している。家庭用生ごみ処理機で大きく効果が経験できた事業者を、大型生ごみ処理機の導入につなげていくため、多量排出事業者訪問の中で啓発していきたい。

委員 E : 弊社の工場には総勢900名ほどの社員がおり、夜勤の食堂もある。生ごみ処理機は20年くらい前にあったが、現在は使っていない。指導する場合には、上流のほうからが大切である。まずはロスを出さないことが一番大切であり、どうしても捨てなければいけないものは、生ごみ処理機を使うようにすべきである。弊社では、日曜日の夜、土曜日の昼間は利用者数を把握し、残渣を出さないようにしており、一日で40リットルサイズ1袋分の残渣が出る。食べ残さずに、作りすぎないように、することが一番重要である。

環境政策課長 : 貴重なご意見ありがとうございます。食品ロスという観点で、残さない、作りすぎない、というのは大事なことであり、

またSDGsのゴール達成の一つの手法でもあると考えている。いただいたご意見を踏まえ、事業者指導に生かしていきたい。

(異議なし)

(6) [報告事項] 家庭系可燃ごみ及び事業系ごみの推移について (令和3年度) (資料6)

委員 G : 家庭系ごみの搬入量が年々減っているというのは非常に好ましいことで、有料化の効果であると感じている。三市の比較を見ても、海老名市が比較的少ない。他の二市は有料化していないのか。

環境政策課 : 二市とも有料化の導入はしていない。ごみの減量化については、有料化を導入する前から、三市の共通認識ではあった。ただ、その施策については、各市で考えるという中で、海老名市は本郷に焼却施設があり、地元への約束を果たすという意味も踏まえて、抜本的なごみの減量化が必要だと考え、有料化と戸別収集の導入に踏み切った。座間市、綾瀬市も減量化については、認識をしているので、必ずしも同じ手法である必要はないと考えている。ただ、海老名市が有料化によって、これだけの効果が出ているのは事実であり、内容は、座間市、綾瀬市に、逐一報告している。両市とも、別の施策にはなるが、減量化について色々と考えていると聞いている。引き続き有料化の効果を説明し、減量化を進めるよう話していきたい。

委員 F : 高座清掃施設組合へのごみの搬入量に応じて組合の分担金が決まる。海老名市がごみを有料化でだいぶ減らしたことで、他二市の分担金が増えるため、かなりのプレッシャーになるのではないかと。

環境政策課 : 分担金の増加がプレッシャーになってごみの減量化をより進んでいくことが想定されるので、私達も、減量化の効果が継続できるように引き続き取り組んでいく。

委員 A : 大手スーパーやコンビニに家庭ごみを捨てている方がいる。市が考えることではないかもしれないが、注視したほ

うがいいのではないか。

環境政策課： 有料化、戸別収集導入前から、委員がおっしゃる状況があることは、訪問指導の中でも聞いている。コンビニだと最近ではゴミ箱を店内に置くことで、予防効果を高めているとの話もあり、訪問指導で、現地で話を聞くことで、色々と分かることがある。そういった悩んでいる業者に提供できることも、訪問指導の良いところである。

(異議なし)

(7) [報告事項] 海老名市災害廃棄物処理計画について〈資料7〉

委員 B： 災害に備えた対策は重要である。計画は、非常事態の廃棄物処理に限定しているとの理解でよいか。

環境政策課： あくまでも災害廃棄物の処理に特化した内容であり、基本的には、地域防災計画をベースに災害のごみについてはこの計画という位置づけである。

委員 B： 市内、市外からのボランティアの参加や、国、県との連携について、どのようなことを想定しているのか。

環境政策課： ボランティアの参加も想定しており、例えば仮置き場の誘導などを考えている。ボランティアの参加は地域防災計画で災害対策本部が中心となり、一旦人を集めて、振り分けを行った中で、この災害廃棄物の処理を行うとされている。それに従いながら、進めていきたいと考えている。  
国や県との協力体制については基本的に県へ状況を随時報告して、県を通じて国へという流れになる。具体的には、産業廃棄物の処理で礫などがあるため、非常に重要である。現在、県では、産廃協会と協定を結んでおり、この協定は神奈川県内の全市町村が協定を使って処理を出来る体制が出来ている。当然それには、県の報告等と連携して進めていくことになる。そういった協定や、県と連携した体制も、この災害廃棄物処理計画で踏まえて実施していく。

委員 G： し尿の収集について、トイレ処理袋の使用を推奨と、海

老名市の防災マニュアルにも書いてある。私が居住するマンションでは、災害時は処理袋を使った処理を周知しているが、マンションだけでも相当な量になるため、焼却場の処理に問題はないのか。一時的に自分のベランダなどに置かざるを得ないことも想定されるが、焼却場の性能と、収集体制をどのように考えているのか。また、一時排出場所の場所は決まっているのか。

環境政策課： し尿の収集体制については、可燃ごみと同じ扱いで、いわゆるパッカー車での収集となる。処理に関しては、施設に確認したところ、衛生的な観点から、災害時は、ある程度そのし尿袋が大量に出る場合は、事前に連絡してほしいとのことだった。性能的な、問題はないと聞いている。実際には、大量に出てくるとも想定しているが、どこまで現実的に出来るかということはある。例えば、処理袋の仮置場の設定についても、海老名市は市域が狭く、かなり限られているため、それも踏まえて検討していきたい。一時排出場所については、収集員が集まったときに、そこで収集ができるかということも、内部では調整をしているが、具体的な場所の設定には至っていない。集積所がどこまで使えるかも非常に重要になってくる。資源物を出す場所で、慣れている集積所も上手く使いながら、一時排出場所も踏まえて排出ができれば円滑に進むのではないかと考えている。

環境政策課長： トイレ処理袋の焼却に関する懸念は、海老名市だけでなく、大和市、座間市、綾瀬市との会議でもこの話題がでた。処理袋は、水気を含んでおり、焼却時のカロリーが低くなることを処理場職員は懸念している。また、し尿の収集車両が下水道の普及により、どこの市も保有台数が少なくなっている。今後、4市の中で、協力する仕組みを作れないかという話題も出た。海老名市だけで解決するのではなく、周辺3市、も含めて解決すべき課題として共通の認識をしている。

委員 G： し尿が一人一日どのくらい排出されるのか。

環境政策課： 計画では、し尿の収集必要量と仮設トイレ必要量、それ

らに基づく収集車運搬車両必要台数を、計画当時の数値をもとに算出している。一人一日あたりの平均排出量は、1.7リットル相当である。仮設トイレの必要量を踏まえて、収集運搬車両必要台数は、都心南部直下地震で6台の想定になっている。海老名市の保有台数は2台なので、他市とも協力が必要である。大和市、座間市、綾瀬市、海老名市で構成されている広域ブロックというのがあり、こちらで連携していくことも考えている。

委員 G : 仮設トイレから出る、し尿の処理の量だということか。

環境政策課 : 先ほどの説明は、し尿収集車を使つての、仮設トイレの収集量である。あくまでも焼却ごみの方は、生活ごみの方での割合が増えていく。そこに関しても、増える量を計算しつつ、検討していきたい。

委員 G : ぜひ、市民としては、重大なことになるので、よろしくお願ひしたい。

委員 A : 避難所でのごみの分別を6品目にしているが、ペットボトルは不燃にしているのか。

環境政策課 : プラスチック系のごみは、当初のタイミングでは、焼却ごみとして考えている。資源化を本来すべきではあるが、体制が整わないとの想定から、焼却ごみで当初は考えている。順次分別ができるようになれば、資源化を進めていく。

委員 A : ビン、缶ができるのなら、ペットボトルも可能ではないか。

環境政策課 : 分別が増えるごとに集積場所に溜まっていく。処理先が被害を受けて処理できない状況になれば、収集しても処理ができない状況になる。缶とビンは、焼却が現実的に難しい中で、プラスチック関係はなんとか燃やすことができる。避難所では限られたスペースでごみを収集することになり、生活と非常に近い位置になるので、衛生的な部分も考えて、今のところは焼却ごみとして考えている。

委員 A :           プラスチックごみを燃やすことは避けるべき。できればペットボトルの分別区分を設けてほしい。困難な場合は、特記事項に書くなど、充分アナウンスすることが必要である。

環境政策課長 :     海老名市では、避難所は、基本的に自宅が復旧するまでの期間での利用になる。自宅が危ないために一時的に避難される方もいる。集合住宅については、自宅のほうが安全という場合もある。あくまで避難所でのごみ限定の考えであり、ペットボトルのリサイクルも処理先が機能していれば回していきたい。復旧が進み、リサイクルルートが確保できれば通常収集の方に順次戻していく。あくまでも、1週間から2週間程度の避難所生活でのごみという前提でご理解していただきたい。

(異議なし)

## 9 その他

- ・事務局より資源物の選別業務、家庭系ごみ燃やせるごみ戸別収集業務の一部委託について、次期委託業者選定に係る選定委員の就任について

## 10 閉会・副会長あいさつ

—— 散 会 ——